

国東市職員互助会の事業概要について

国東市では、地方公務員法第42条及び第43条の厚生福利制度に基づき、職員の相互共済及び福利増進のため職員互助会を設置しています。

国東市職員互助会は、市長以下市役所全職員（会計年度任用職員又は非常勤の職員は除く。）を以て構成されており、会員の会費及び市の交付金等で運営しています。

以下、令和3年度の事業概要についてお知らせします。

○職員互助会に対する公費負担状況

公費負担額	会員掛金	会員数	公費負担率
1,568千円	2,333千円	392人	40.1%

○職員互助会事業内容

- (1) スポーツ、レクリエーションに関する事業
 - ・スポーツクラブ等の活動助成
- (2) ボランティア活動
 - ・海岸等の清掃活動
- (3) 研修事業
 - ・職員研修及び研修旅行補助
- (4) 福利厚生に関する事業
 - ・リフレッシュ事業（観光施設利用補助など）
 - ・スポーツジム利用補助
- (5) 給付事業（会員掛金のみで実施）
 - ・結婚及び出産祝金の給付
 - ・死亡弔慰金の給付
 - ・疾病見舞金の給付
 - ・退職者慰労金の給付
 - ・人間ドックの補助

以上が国東市職員互助会の事業概要です。職員互助会は、「地域住民の理解が得られるよう適正に実施すること」を基本理念とし、今後も職員の福利厚生、元気回復など各種事業に努めてまいります。